

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 6 月 2 日（金） 午前 9 時 56 分～午前 10 時 22 分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦康憲、3 番 柳沢英希、12 番 内藤とし子、14 番 鈴木勝彦、
16 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長（9 番）杉浦辰夫、副議長（7 番）柴田耕一、
5 番 長谷川広昌、6 番 黒川美克、8 番 幸前信雄

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷利盛、4 番 浅岡保夫、10 番 杉浦敏和、11 番 神谷直子、
13 番 北川広人、15 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 平成 29 年 6 月定例会について
- 2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 平成 29 年 6 月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部） それでは6月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。案件といたしましては、諮問1件、同意12件、一般議案6件、補正予算2件、報告4件の計25件をお願いするものでございます。

議案書をお願いいたします。初めに諮問第1号は、現人権擁護委員、榊原純一氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、再度推薦いたしたく

諮問するものであります。

同意第 4 号から同意第 15 号までは、現農業委員会委員 12 名が、本年 7 月 19 日をもって任期満了となりますほか、農業委員会委員の選出方法が市町村長による任命制とされましたことから新たに任命いたしたく、御同意をお願いするものであります。

議案第 36 号は、高浜市情報公開審査会委員の定数を 1 名増とし、6 人以内とするものであります。

議案第 37 号は、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の特例措置の割合を条例で定める等のほか、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第 38 号は、地方税法の一部改正に伴い、条例委任されました都市計画税の特例措置として、課税標準の特例割合を定めるほか、条文の整備を行うものであります。

議案第 39 号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得の基準を改定するものであります。

議案第 40 号は、高浜市地域婦人会連絡協議会が、高浜市婦人の会に名称変更されたことに伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第 41 号は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市立幼稚園の授業料について、ひとり親世帯、多子世帯等に係る減免措置を拡充するほか、所要の規定の整備を行うものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。議案第 42 号、一般会計補正予算（第 1 回）につきまして、5 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 658 万 9 千円を追加し、補正後の予算総額を 140 億 3,358 万 9 千円といたすものであります。

24 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。17 款 1 項 1 目、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。その他の歳入につきましては、歳出と関連をいたしますので、後ほど歳出のところ申し上げます。

28 ページをお願いいたします。2 款 1 項 3 目、市民活動支援費は、地域内分

権推進事業において、高取まちづくり協議会が実施する地域ふれあい事業の活動備品に対して、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用した、コミュニティ助成事業補助金及び吉浜まちづくり協議会が実施する菊人形づくりイベントに対して、一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用した、がんばる地域応援事業補助金を計上いたしております。

4目、情報公開費は、情報公開事業において継続審議中の不服申し立て案件に対応するため、情報公開審査会の回数増が見込まれること及び情報公開審査会委員を1名増員する予定であることから、委員報酬及び費用弁償を増額いたすものであります。

11目、財産管理費は、市役所本庁舎整備事業において、2期工事の工期延長に伴う市庁舎駐車場誘導業務委託料及び臨時駐車場賃借料の増額、並びに2期工事に係る施設整備費の支払いが平成30年度以降になったことから、平成29年度における市役所本庁舎借上料を減額いたすものであります。

2款8項1目、基金費の基金運用事業における積立金は、八幡町・新田町町内会様からいただきました指定寄附金を地域福祉基金に積み立てるものであります。

3款2項3目、家庭支援費は、ひとり親家庭等生活支援事業において、入所措置費を増額いたすものであります。

30ページをお願いします。4款1項3目、医療対策推進費は、平成29年度当初予算に計上した定住自立圏地域医療連携ネットワークシステム更新費用に対して、地方創生推進交付金が交付されることとなったため、財源内訳を変更するものであります。

10款1項3目、教育指導費は、教育指導事業において、特別支援教育推進モデル事業を実施するための費用を計上するとともに、児童生徒健全育成事業では、港小学校と南部幼稚園が連携して、児童や園児の健やかな成長を促す学校連携仲間づくり推進事業を実施するための費用を計上いたしております。以上が、一般会計補正予算（第1回）の概要でございます。

続きまして議案第43号、介護保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、歳入歳出それぞれ20万円を追加いたすものでありますが、45ページをお

願いいたします。社会保険料でございますが、短時間労働者に対する社会保険料の適用拡大に伴う補正となっております。

続きまして、報告4件につきまして申し上げます。初めに報告第3号は、高浜市債権管理条例の規定により、住宅使用料及び水道使用料について権利の放棄をいたしましたので、その御報告をさせていただくものであります。

報告第4号は、一般会計の繰越明許費繰越計算書で、7つの事業につきまして年度内の完了が見込めず、平成29年度に繰り越しをさせていただきましたので、その御報告をさせていただくものであります。

最後に報告第5号及び報告第6号は、平成28年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものであります。

以上が、6月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明がありましたとおり、諮問1件、同意12件、一般議案6件、補正予算2件、報告4件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようですので。

市長挨拶

委員長 では、当局の方は退席をお願いいたします。御苦労さまでした。

当 局 退 席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 主査） それでは議案の取り扱いについて説明をさせていただきます。お手元に6月定例会の会期及び会議日程（案）を配付してありますので、そちらをごらんください。

6月定例会の会期につきましては、6月9日から6月29日までの21日間でございます。

議案の取り扱いにつきましては、6月9日の本会議初日において、諮問第1号、同意第4号から同意第15号までを即決でお願いし、議案第36号から議案第43号までの上程、説明を受け、報告第3号から報告第6号までの報告を受けます。なお、同意案件につきましては、全て農業委員会委員の任命についてであることから、一括議題とさせていただきたいと思っております。

6月13日と14日の2日間は一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、6月16日の第4日目は、議案第36号から議案第43号までの総括質疑、議案の委員会付託をお願いします。

6月20日の総務建設委員会においては、議案第36号から議案第39号まで及び議案第42号の5議案。6月21日の福祉文教委員会においては、議案第40号から議案第43号までの4議案。6月22日の公共施設あり方検討特別委員会においては、議案第42号の1議案の審査をお願いします。

補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。なお、各常任委員会においては、閉会中の継続調査申出事件についても御決定願います。

最終日の6月29日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順で行います。説明は以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました案のとおり決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、案のとおり決定いたします。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受け付けは、議会運営に関する申し合わせにより6月5日、月曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は、受付順とします。ただし、6月5日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書3件、意見書1件です。初めに、事務局から発言を求められておりますので、これを許可します。

説(事務局長) 昨日の各派会議において、陳情第4号に対する取り扱いにつきまして、事務局案として5つの案を御提示して御説明を申し上げましたが、一部説明不足の部分がございましたので、改めて御説明申し上げます。

昨日、御説明いたしました案5でございますが、会議規則第132条第1項ただし書の規定に基づき委員会付託を省略し、本会議で審議し、討論、採決するという案でございますが、この案につきましては、その後調べたところ、議会先例等によれば運用が極めて限定されており、陳情内容が既に実現されており、目的が消滅している場合など審査する必要がないと認められる場合や、委員会に付託しては、その機を逸してしまう場合などに限り、委員会付託を省略することができるかとされているものでございます。

今回の陳情につきましては、ただいま申し上げた要件のいずれにも該当いたしませんので、案5の採用につきましては、デメリット欄にも記載のとおり適当ではないため、案5以外の取り扱いで御検討をお願いしたいと思います。説明不足で、いかにも案5が採用できるかのような、誤解を招く説明を申し上げ

ましたことをここでお詫び申し上げます。説明は以上でございます。

委員長 次に、議長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議長 昨日の各派会議において、陳情第4号に対する取り扱いについて御意見を伺いましたが、ただいま事務局長から説明のあったとおり、案5については、今回の場合、適当でないとのことですので、委員の皆さんには、案1から案4までのうちから御決定をお願いしたいと思います。

委員長 それでは、事務局、議長からの説明がありました。それを受けて、各委員より発言をお願いいたします。

初めに市政クラブさん、柳沢英希委員。

意(3) 1番でお願いをします。

委員長 次に公明党さん、小野田由紀子委員。

意(16) 私どもも、1番でいいかなと思っております。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意(12) 私ども、4番でお願いします。

委員長 次に参考までに、市民クラブさん、黒川美克議員。

意(6) 私は、1番で結構です。

委員長 開拓志さん、長谷川広昌議員。

意(5) 他の陳情と同様に、2番でお願いします。

委員長 高志クラブさん、幸前信雄議員。

意(8) 私は、各派でも言いましたけれども、通常どおりの総務建設委員会の1番で。

委員長 それでは、皆さんの御意見を聞きましたが、御意見の一致を見ませんので、採決をとらせていただきます。ただいま、長谷川議員より2番ということですので、1番に総務建設委員会に付託する。4番ですね、内藤とし子委員より、特別委員会を設置し付託する。それで今の、長谷川議員より、2番の分割付託をするという、この3つの案が出てまいりましたので、今から一つずつ聞いてまいりますので、賛成の委員の方は、挙手をよろしくお願いいたします。

なお、挙手は1人1回のみで、オブザーバー委員の方は挙手をしないでくだ

さい。今、訂正があります。開拓志さんの長谷川議員より、オブザーバーの意見ですので、これはこの委員会で、採決の中に入れないということにいたしますのでよろしく。

それでは今、1番の総務建設か、特別委員会を設置して付託するか。この、2つで採決をとりますので、よろしく願いいたします。

それでは、陳情第4号の審査の方法につきましては、総務建設委員会に付託することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数

委員長 挙手多数であります。

それでは特別委員会を設置し、付託することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手少数

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第4号の審査方法につきましては、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

次に、陳情第5号及び陳情第6号の付託先の委員会について、事務局より発言をお願いいたします。

説（事務局 主査） それでは、お手元に陳情文書表（案）を配付させていただいておりますので、そちらをごらんください。陳情第5号については総務建設委員会に付託、陳情第6号については福祉文教委員会に付託するということをお願いいたします。以上です。

委員長 陳情第5号及び陳情第6号の付託委員会について事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

次に意見書（案）につきましては、公明党さんより1件提出されておりますので、初めに小野田由紀子委員から、説明をお願いいたします。

説（16） それでは、お手元に配付されているようですので、案文の朗読をもって説明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでに、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来なかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記。1. 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めないことから、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

2. 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策について、相談支援や医療提供体制等を含む具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

3. ギャンブル等依存症対策の法制化を進めるにあたり、すでに施策が進められているアルコール依存症や薬物依存症の取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先でございますが、内閣総理大臣、それから内閣官房長官ということで、以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたが、意見書（案）の取り扱い及び案文について、各委員から御意見をいただきたいと思えます。

初めに市政クラブさん、柳沢英希委員。

意（3） 一度、持ち帰りをさせていただきたいと思えます。

委員長 次に共産党さん。

意（12） 私どもも、持ち帰らせていただきたいと思えます。

委員長 次に、参考までに市民クラブさん、黒川委員。

意（6） 私は、賛成でございます。

委員長 次に開拓志さん、長谷川広昌委員。

意（5） 私も賛成でございます。

委員長 次に高志クラブさん、幸前信雄委員。

意（8） 提案者には言いましたけれども、基本的に原因を潰さない限りこんななくなるんで。そこのところに負担を求めていただかないと、これ、一般の税を使ってやるなんて、全然、問題が筋違いのような気がするんで。そういう条文を入れていただかない限り、この意見書には賛成することはできませんので、よろしくお願ひします。

委員長 各会派よりと、それからオブザーバーの御意見をいただきましたが、この意見書（案）については、持ち帰りとしてほしいという意見がございましたので、持ち帰りいたします。そのようにさせてもらってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 今後、6月定例会の会期中に開催される議会運営委員会において、再度御意見を伺いますので、各会派内で御協議いただくようお願いいたします。

2 その他

委員長 初めに、会期中の議会運営委員会の予定についてお願ひいたします。

6月16日、金曜日、本会議第4日の終了後、自由討議を実施する案件を選定す

るため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定願います。

なお、各派会議において自由討議を実施する案件がなかった場合は、議会運営委員会を開催しない可能性もありますので、御了承ください。

次に、平成 29 年 9 月定例会の日程を協議するため、議会運営委員会を開催したいと思いますが、案として 6 月 22 日、木曜日、公共施設あり方検討特別委員会終了後に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議ないということで、それでは 6 月 22 日、公共施設あり方検討特別委員会終了後に開催ということで、よろしくお願いいたします。

その他、皆さん方で何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 22 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長